

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年9月28日
【事業年度】	第51期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	北川工業株式会社
【英訳名】	KITAGAWA INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 弘二
【本店の所在の場所】	名古屋市中区千代田二丁目24番15号
【電話番号】	(052) 261-5521 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 大田 英治
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区千代田二丁目24番15号
【電話番号】	(052) 261-5528
【事務連絡者氏名】	管理部長 大田 英治
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第51期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(8) <省略>

（訂正後）

(1) ～(8) <省略>

#### (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

##### ② 剰余金の配当（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。